

さくら市公告第2号

一般競争入札公告（消防車両売払い）

市有財産（物品）の売払いについて、一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年1月8日

さくら市長 中村 卓資



記

1 入札物件

（1）ニッサン アトラス

※ 入札物件の詳細は、別添1-1を確認ください。

2 一般競争入札に参加できる資格要件

（1）日本国内に在住する個人及び法人。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

（3）次の事項にいずれにも該当しないこと。

（ア）市税に未納がある者

（イ）当該物件に係る入札事務に従事する本市職員

（ウ）入札参加申請書を指定した期日までに提出していない者

3 入札公告から物件引渡しまでの流れ

「別添2 一般競争入札公告（消防車両売払い）の流れ」を参照してください。

4 一般競争入札参加申請

入札参加希望者は、下記のとおり関係書類をさくら市総合政策部総務課に提出してください。関係書類は市ホームページに公開しています。

（1）申請期間 令和8年1月19日（月）～令和8年1月29日（木）まで

午前9時から午後5時まで

（2）場 所 〒329-1392 さくら市氏家2771番地

さくら市総合政策部総務課危機管理係

TEL 028-681-1111

(3) 受付方法

申込書の提出は、直接持参又は郵送にて提出してください。電子メールやFAXでの申込みは一切受け付けません。

※ 郵送にて申込書を提出する場合には令和8年1月29日(木)17:00必着。  
また、郵送によるトラブルを未然に防ぐため必ず書留郵便にて発送して下さい。

(4) 提出書類

入札参加申請時には、次の書類を提出してください。

ア 個人が申請する場合

- ① 入札参加申込書(様式1)
- ② 運転免許証、健康保険証等の身分証明書の写し
- ③ さくら市の市税等完納証明書(発行から3ヶ月以内) ※写し可  
※さくら市に納税義務のない場合は、提出不要。

イ 法人が申請する場合

- ① 入札参加申請書(様式1)
- ② 法人登記簿謄本の写し(発行から3ヶ月以内)
- ③ さくら市の市税等完納証明書(発行から3ヶ月以内) ※写し可  
※さくら市に納税義務のない場合は、提出不要。

(5) 入札参加資格審査について

申請締切日以降に、市から入札参加資格認定通知を郵送いたします。

※ 期間内に入札参加申込書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできません。

5 売払物品の公開の日時及び場所

- (1) 日 時    令和8年1月19日(月)    午前10時から午後3時まで  
              令和8年1月20日(火)    午前10時から午後3時まで  
              令和8年1月21日(水)    午前10時から午後3時まで  
              \*公開を希望の際には必ず令和8年1月15日(木)までにメール又は電話にて御連絡ください。御連絡がない場合は、対応出来ません。
- (2) 場 所    さくら市氏家 3435-1 (さくら市市有バス車庫)
- (3) その他    売払物品の公開日に参加しなくても入札に参加できますが、現況を把握し、全ての事項を了承されたものとして取り扱いますので御了承のうえ、入札に御参加ください。

## 6 質問及び回答の方法など

### (1) 公平性を必要とする入札公告や売払い物品に関するもの

入札公告や売払い物品に関して質問がある場合は令和8年1月22日(木)午後5時までに事務局あて文書にて提出してください。提出方法は、持参、郵送、メールのいずれかをお願いします。

なお、公平性を保つため、物品公開時の質疑応答を除き、電話又は窓口等による口頭での問合せについては一切受け付けません。

質問に対する回答は、令和8年1月27日(火)までに市ホームページへの掲載により一括して行う予定です。

### (2) その他一般的なもの

公平性を必要とする入札公告や売払い物品に関するものを除く一般的な質問については、一般競争入札参加申込書の提出期限までの間に随時受付を行い、必要に応じてその内容を市ホームページに掲載します。

## 7 入札手続き等

### (1) 入札書の提出期間

令和8年2月2日(月)から令和8年2月12日(木)  
午前9時から午後5時まで(郵送の場合、必着)

### (2) 場 所 〒329-1392

さくら市氏家2771番地

さくら市総合政策部総務課危機管理係

入札書の提出につきましては、持参若しくは郵送のみの受付とし、電子メールやFAXによる入札は認めません。

※郵送にて入札書を提出する場合にはトラブルを未然に防ぐため必ず書留郵便にて発送して下さい。

### (3) 開札の日時

令和8年2月13日(金) 入札立会いは行いません。

### (4) 入札の回数

入札の回数は1回とする。

### (5) 入札保証金 免除

### (6) 契約保証金 免除

## 8 入札の注意事項

- (1) 入札書(様式2)に必要な事項を記載し、記名押印の上、封筒に入れ割印をし、封筒表面に入札物件名、入札参加者名、入札書在中を記入した状態で持参若しくは郵送してください。

- (2) 郵送提出の場合は、二重封筒とし、上記(1)を中封筒とし、外封筒に宛先、入札物件名、入札参加者名、入札書在中を記入し提出してください。
- (3) 入札金額には、消費税及び地方消費税を含めた金額を記入して下さい。契約金額は、入札書(様式2)に記載した金額となります。
- (4) 入札金額は、入札書(様式2)に右詰めで算用数字をペン又はボールペン(消えるボールペン不可)で記入し、金額の頭部に「¥」又は「金」を記入して下さい。
- (5) 理由の如何に関わらず、提出した入札書の書き替え、引換え又は撤回はできませんのでご注意下さい。
- (6) 入札に係る一切の費用は入札者の負担とします。

## 9 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうちで、予定価格(最低売払価格)を超えた最高の価格で入札した者を落札者とします。
- (2) 入札結果につきましては、落札者にのみ電話連絡いたします。また、後日、市ホームページに結果を公開いたします。
- (3) 落札者となるべき同価の入札者が2名以上いる場合は、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせ、くじ引きにより落札者を決定します。くじ引きの場合は市から連絡いたします。なお、くじ引きに参加できない場合は、当該入札に関係のない職員が代理でくじ引きを行います。

## 10 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札書(様式2)以外の入札書で入札をした者の入札
- (3) 入札書に必要な事項を記載しなかった者のした入札
- (4) 金額を訂正し又は記名押印を欠いた入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (7) 入札に際し不正のあった者のした入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した者のした入札

## 11 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日(電話連絡を受けた日)から7日以内(土日祝を除く)に契約書(様式3)を市に提出してください。  
なお、契約に係る費用は落札者の負担とします。

- (2) 契約締結時に下記書類を提出ください。

個人の場合：住民票抄本、印鑑登録証明

法人の場合：印鑑登録証明

※ いずれも発行日が契約締結日から3カ月以内のもの

## 12 売買代金の納付

- (1) 落札者は、契約締結日から14日以内に売買代金をお支払下さい。
- (2) 支払方法は本市が交付する納入通知書により、指定金融機関等に一括納入下さい。  
なお、振込に係る手数料は落札者の負担とします。

## 13 所有権移転及び物件の引渡

- (1) 当該物件の所有権は、売買代金を納入したときに落札者に移転します。
- (2) 市は、落札者から売買代金が納入されたことを確認した後、当該物件に係る譲渡証明書等の所有権移転登録又は移転抹消登録に必要な書類を落札者に交付します。
- (3) 落札者は、所有権移転登録又は移転抹消登録に必要な書類を受け取った日から15日以内に当該物件に係る所有権の移転登録を、道路交通法に基づき申請しなければならない。なお、移転登録に要する費用は、落札者の負担とします。
- (4) 落札者は、移転登録後、速やかに市に移転完了報告書(様式4)及び自動車検査証、登録識別情報等通知書、登録事項等通知の写しいずれかを提出してください。
- (5) 当該物件の引渡しは、市に上記(4)の報告があった後に行います。なお、引渡し時に受領書(様式5)を提出してください。引渡し場所はさくら市氏家3435-1(さくら市市有バス車庫)とします。

## 14 その他の注意事項

- (1) 契約締結後に発生した物件の破損、焼失などさくら市の責に帰すことのできない事由による代金の減額等はありません。
- (2) 売却物件はすべて現況有姿のまま引き渡します。隠れた不具合を発見しても契約代金の減免、もしくは損害賠償の請求、または契約の解除をすることはできません。
- (3) 一度引渡された物件は、いかなる理由があっても返品・交換はできません。
- (4) 引渡し時は本人確認のため、身分証明書(運転免許証・健康保険証等)をお持ちください。
- (5) 引渡し後の当該物件の運搬は落札者の責任において行うものとします。なお、車両の運搬に係る費用は、落札者の負担とします。また、引渡し場所はさくら市氏家3435-1(さくら市市有バス車庫)とします。

問い合わせ先

栃木県さくら市氏家 2 7 7 1 番地

さくら市総務課 危機管理係

TEL:028-681-1111 FAX:028-682-0360

mail:soumu@city.tochigi-sakura.lg.jp